

平成19年第2回臨時会

階上町議会会議録

平成19年5月11日 開会
平成19年5月11日 閉会

階上町議会

平成19年第2回階上町議会臨時会

議事日程第1号

平成19年5月11日 午後1時20分開議

- 日程第1 議長の選挙について
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 議会運営委員の選任について
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第9 八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員の選挙について
- 日程第10 提案理由説明
- 日程第11 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第12 議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第13 議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(階上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第14 議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度階上町一般会計補正予算)
- 日程第15 議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度階上町国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第16 議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度階上町老人保健特別会計補正予算)
- 日程第17 議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度階上町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第18 議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算)
- 日程第19 議案第9号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 10 号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	百 目 木 和 俊 君	2 番	大 江 和 夫 君
3 番	林 貢 君	4 番	浜 谷 政 己 君
5 番	加 藤 祐 君	6 番	重 文 字 勝 義 君
7 番	鹿 原 章 男 君	8 番	石 川 清 人 君
9 番	山 田 恵 治 君	10 番	土 橋 信 夫 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	木 村 勝 彦 君	14 番	松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	中 村 豊 志 君	保 健 福 祉 課 長	上 博 文 君
産 業 建 設 課 長	中 城 功 君	教 育 課 長	高 橋 信 一 君
会 計 管 理 者	小 沢 勝 君	総 務 G L	田 中 昇 君
企 画 財 政 G L	沼 沢 範 雄 君	税 務 G L	寅 谷 信 廣 君
戸 籍 住 民 G L	上 野 文 生 君	健 康 増 進 G L	梨 子 謙 一 君
福 祉 G L	木 村 良 三 君	産 業 振 興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君

土木建設GL	佐京孝信君	農業委員会 事務局 局長	川向達人君
教育GL	池田隆君	石鉢ふれあい 交流館 館長	鹿原忠直君
代表監査委員	志民安之助君		

職務のための出席者

議会事務局長	浜谷操君	総務課総括主幹	地代所康二君
総務課総括主幹	引敷林広貴君		

開会の宣告

午後1時20分

開議の宣告

午後1時20分

事務局長（浜谷 操君）本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第百七条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行う事になっております。

年長の鹿原章男議員を、ご紹介いたします。

（鹿原章男議員、議長席に着席）

臨時議長（鹿原章男君）ただいま紹介をされました鹿原章男でございます。

地方自治法第百七条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

この際議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第 1、 議長の選挙をおこないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。（「あり」という声あり）

11 番（郷州公典君） 異議があります。選挙にしてください。

臨時議長（鹿原章男君） ご異議ありますので選挙の方法は投票で行うことといたします。

議長の選挙を行います

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。（議場を閉める。）

ただいまの出席議員は、14 人であります。

投票用紙を配布いたします。（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」という声あり）

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次、投票をお願いします。点呼を命じます。

事務局長（浜谷操君） 議席番号と氏名指名を朗読いたします。

1 番 百目木和俊議員、2 番 大江和夫議員、3 番 林 貢議員、4 番 浜谷政巳議員、5 番 加藤 祐議員、6 番 重文字勝義議員、8 番 石川清人議員、9 番 山田恵治議員、10 番 土橋信夫議員、11 番 郷州公典議員、12 番 松森 蒿議員、13 番 畑中弘實議員、14 番 木村勝彦議員、7 番 鹿原章男議員。

臨時議長（鹿原章男君） 投票漏れはありませんか。（「なし」という声あり）

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。（議場を開く。）

開票を行います。

会議規則第 32 条の規定により、立会人に郷州公典君と土橋信夫君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。これは、先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票 14 票。

無効投票 0 票。

有効投票中、

松森 蒿君 8 票。

木村勝彦君 6 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定投票は 4 票であります。

よって、松森 蒿君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松森蒿君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項による告知をいたします。

松森 蒿議長からご挨拶を願います。(議長 松森 蒿君登壇)

議長(松森 蒿君 承諾の挨拶) 松森 蒿でございます。この程皆様から議長の席を仰せつかりまして誠にありがとうございます。これからは町民の福祉の向上や町民の幸せを考えながら誠心誠意一生懸命努めて参りますので、なにとぞ皆様のご支援賜りますことを心からお願い申し上げまして、議長受諾のあいさつといたします。ありがとうございました。

臨時議長(鹿原章男君) 以上をもって私の職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

(臨時議長退席、議長、議長席に着席)

議長(松森 蒿君) 日程第 2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において指定いたします。

議員の氏名と、その議席番号を職員に朗読いたさせます。

事務局長（浜谷 操君） 議席番号と氏名指名を朗読いたします。

1 番 百目木和俊議員、2 番 大江和夫議員、3 番 林 貢議員、4 番 浜谷政巳議員、5 番 加藤 祐議員、6 番 重文字勝義議員、7 番 鹿原章男議員、8 番 石川清人議員、9 番 山田恵治議員、10 番 土橋信夫議員、11 番 郷州公典議員、12 番 畑中弘實議員、13 番 木村勝彦議員、十四番 松森 蒿議員。

議長（松森 蒿君） 只今朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第 3、 会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、1 番 百目木和俊君、2 番 大江和夫君、両君を指名いたします。

日程第 4、 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日間と決しました。

日程第 5、 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める。）

ただいまの出席議員は、14 人であります。

投票用紙を配布いたします。（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありますか。（「なし」という声あり）

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を改めさせます。（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長（浜谷 操君） 議席番号と氏名指名を朗読いたします。

1 番 百目木和俊議員、2 番 大江和夫議員、3 番 林 貢議員、4 番 浜谷政巳議員、5 番 加藤 祐議員、6 番 重文字勝義議員、7 番 鹿原章男議員、8 番 石川清人議員、9 番 山田恵治議員、10 番 土橋信夫議員、11 番 郷州公典議員、12 番 畑中弘實議員、13 番 木村勝彦議員、14 番 松森 蒿議員。

議長（松森 蒿君） 投票漏れはありますか。（「なし」という声あり）

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。（議場を開く。）

開票を行います。

会議規則第 32 条の規定により、立会人に郷州公典君と土橋信夫君を指名いたします。

よって、以上の諸君の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。

これは、先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票 14 票。

無効投票 0 票。

有効投票中、

土橋信夫君 8 票。

郷州公典君 6 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定投票は 4 票であります。

よって、土橋信夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました土橋信夫君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項による告知をいたします。

土橋信夫副議長からご挨拶を願います。

（副議長土橋信夫君登壇）

副議長（土橋信夫君 承諾の挨拶） 副議長に選んでいただきました土橋でございます。副議長という重責の職をいただき、身にあまる光栄でございます。今後は階

上町の発展のため、そして階上町議会の発展そして議長を補佐し、皆様のご指導ご鞭撻を頂戴しながら一生懸命努めたいと思います。お願いを申し上げまして受託のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（松森 蒿君） 日程第 6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、12 番 畑中弘實君、7 番 鹿原章男君、4 番 浜谷政巳君、2 番 大江和夫君、以上 4 人を議会運営委員に指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。（休憩 午後 1 時 50 分）

議長（松森 蒿君） 休憩前に引続き会議を開きます。（再開 午後 2 時 03 分）

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

委員長に鹿原章男君、副委員長に畑中弘實君、以上のとおり決定いたしました。

日程第 7 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により総務財政常任委員に 13 番 木村勝彦君、12 番 畑中弘實君、10 番 土橋信夫君、5 番 加藤祐君、4 番 浜谷政巳君。

教育民生委員に 14 番 松森 蒿君、9 番 山田恵治君、8 番 石川清人君、7 番 鹿原章男君、3 番 林 貢君。

産業建設常任委員に 11 番 郷州公典君、6 番 重文字勝義君、2 番 大江和夫君、1 番 百目木和俊君。

それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、本席より口頭をもって委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。(休憩 午後2時05分)

議長(松森 蒿君) 休憩前に引続き会議を開きます。(再開 午後2時22分)

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定されましたので、ご報告いたします。

総務財政常任委員長に畑中弘實君、同副委員長に加藤祐君。

教育民生常任委員長に石川清人君、同副委員長に林 貢君。

産業建設常任委員長に郷州公典君、同副委員長に重文字勝義君。

以上のとおり決定いたしました。

日程第8、 八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場を閉める。)

ただいまの出席議員は、14人であります。

投票用紙を配布いたします。(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。〔「なし」という声あり〕

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長(浜谷 操君) 議席番号と氏名指名を朗読いたします。

1番 百目木和俊議員、2番 大江和夫議員、3番 林貢議員、4番 浜谷政巳議員

員、5番 加藤祐議員、6番 重文字勝義議員、7番 鹿原章男議員、8番 石川清人議員、9番 山田恵治議員、10番 土橋信夫議員、11番 郷州公典議員、12番 畑中弘實議員、13番 木村勝彦議員、14番 松森 蒿議員。

議長（松森 蒿君） 投票漏れはありますか。（「なし」という声あり）

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。（議場を開く。）

開票を行います。

会議規則第32条の規定により、立会人を郷州公典君と土橋信夫君を指名いたします。よって、以上の諸君の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。これは、先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票 14 票。

無効投票 0 票。

有効投票中、

加藤祐君 8 票。

山田恵治君 6 票。

以上のとおりであります。この選挙の法定投票は 4 票であります。

よって、加藤祐君が八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました加藤祐君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

ただいま当選されました加藤祐君からご挨拶をお願いいたします。

（八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員（加藤祐君）登壇）

八戸地域広域市町村圏事務組合議会議員（加藤祐君 当選の挨拶） 皆様方のご指名によりまして当選させていただきましたこと、心から感謝申し上げます。また今後は八戸広域市町村の益々の繁栄に尽力することをお約束し、そしてまた今後皆様

方のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます、ありがとうございました。

議長（松森 蒿君） 日程 9、 八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員の選挙をおこないます。

念のため申し上げます。

この組合議会議員は、八戸市階上町田代小学校中学校組合規約第五条の規定により、当町議会議員のうちから 4 人を選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。（意義なしという声あり）
ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法について、議長において指名することにいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員に畑中弘實君、土橋信夫君、山田恵治君、百目木和俊君を指定いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました畑中弘實君、土橋信夫君、山田恵治君、百目木和俊君、を八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました畑中弘實君、土橋信夫君、山田恵治君、百目木和俊君が八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま八戸市階上町田代小学校中学校組合議会議員に当選された畑中弘實君、土橋信夫君、山田恵治君、百目木和俊君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をいたします。

この際、町長から一般選挙後の初議会に当たりあいさつをしたい旨申し出がありますので、これを許します。（町長あいさつ）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成19年第2回階上町議会臨時会を開会するにあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、さる4月22日に執行されました町議会議員の選挙におきまして、町民の信任をいただいてめでたくご当選の栄を得られ本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、町政のために誠にご同慶にたえない次第であります。わが町も、議会・行政・町民、さらには関係機関等が相協力して発展を遂げてきているところであります。

それでは、私の町政運営の方針について述べさせていただきます。平成19年度においては、これまでの行政改革の流れを継続し、更には、「階上町協働のまちづくり条例」の前文にある町民一人一人が、自ら行うと言う主体者意識を持ち、また町は多種多様化する町民ニーズに真摯に対応する努力を通じて、町民と町とが共に地域を支えあい、そして共に地域サービスを支えあう「協働」のまちづくりを展開できるよう、次の6つの重点施策を掲げました。

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 階上ブランドの確立
- 3 借入金残高の抑制
- 4 開かれた学校づくりの実施
- 5 民間児童福祉施設の充実
- 6 研修等による職員資質の向上

これらの重点項目を確実に実施し、町民の視点に立ち、行政サービスの向上に向け、限られた財源の中で施策の選択と重点化をさらに徹底させながら、諸施策を展開し、「住んでよかった」と思われるまちづくりに努めてまいる所存であります。

幸いにして行政・経営経験豊かな新議員、知識経験豊かなベテラン議員を御迎えできましたことは、さらなる町発展が築けるものと確信しております。

議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されますよう祈念いたしまして、挨拶いたします。

議長（松森 蒿君） 以上で、町長のあいさつを終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時間はおって連絡いたします。（休憩 午後2時37分）

議長（松森 蒿君） 休憩前に引続き会議を開きます。（開会 午後3時18分）

日程第 10、この際、議案第 1 号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から、議案第 10 号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件までの 10 件を一括上程いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、結核予防法の廃止に伴い、階上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 5,892 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 49 億 828 万 5 千円といたしました。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、地方交付税 3,121 万円、財産収入 1,816 万円等を追加補正し、繰入金 1 億 560 万 7 千円等を減額補正いたしました。

歳出につきましては、諸支出金 151 万 3 千円を追加補正し、民生費 1,107 万 9 千円、衛生費 2,490 万 5 千円、土木費 2,053 万 9 千円等を減額補正いたしました。

次に第 2 表繰越明許費補正であります、後期高齢者医療制度等対応システム開発等委託で、繰越額を 1 千円減額補正いたしました。

議案第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 2,461 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 5,440 万 1 千円といたしました。

歳入につきましては、国民健康保険税 620 万円、県支出金 761 万 4 千円、共同事業交付金 176 万 3 千円、繰入金 4,563 万 7 千円を減額補正し、国庫支出金 892 万 1 千円、療養給付費等交付金 2,711 万 4 千円等を追加補正いたしました。

歳出につきましては、保険給付費 2,468 万 1 千円の減額補正等をいたしました。
議案第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年度階上町老人保健特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 2,292 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 5,920 万 1 千円といたしました。

歳入につきましては、国庫支出金 2,250 万 1 千円、繰入金 179 万 5 千円等を減額補正いたしました。

歳出につきましては、医療諸費 1,246 万 6 千円、予備費 1,017 万円等を減額補正いたしました。

議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ 4,314 万円といたしました。

歳入につきましては、使用料 4 万 8 千円、延滞金 1 千円を減額補正いたしました。
歳出につきましては、予備費 4 万 9 千円を減額補正いたしました。
議案第 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正は、既定の総額に歳入歳出それぞれ 1,601 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 2,037 万 4 千円といたしました。

歳入につきましては、国庫支出金 1,431 万 4 千円、県支出金 1,055 万円等を追加補正し、支払基金交付金 589 万 8 千円、繰入金 283 万 2 千円等を減額補正いたしました。

歳出につきましては、基金積立金に 2,826 万円を追加補正し、総務費 188 万 6 千円、保険給付費 867 万 8 千円等を減額補正いたしました。

議案第 9 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、単価の改正をするため提案するものであります。

議案第 10 号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、監査委員に議員のうちから 林 貢 氏を選任するため提案するものであります。以上提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが審議の過程に於いての質疑等に対しましては本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので慎重にご審議の上原案の通り議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（松森 蒿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、日程第 11、 議案第 1 号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び日程 12、 議案第 2 号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの 2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件及び議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件まで、2件はこれを承認することに決定いたしました。

日程第13、 議案第3号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件はこれを承認することに決定いたしました。

日程第14、 議案第4号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件はこれを承認することに決定いたしました。

この際、日程第15、 議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から日程第17、 議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの3件はこれを承認することに決定いたしました。

日程第18、 議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件はこれを承認することに決定いたしました。

日程第 19、 議案第九号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程 20、 議案第 10 号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

この件に関しては、地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当すると認められます。

林 貢君の退席を求めます。

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 10 号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めるもとについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 10 号階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定いたしました。

林貢君の除斥を解除いたします。

日程第 21、 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて平成 19 年第 2 回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 15 時 38 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

